

日本カウンセリング学会 認定カウンセラー会 会則改定

新	旧
第 1 章 名称と事務局の所在地 第 1 条 (名称) 本会は、日本カウンセリング学会<u>カウンセリング心理士会 (Japanese Association of Certified Counselors : JACC)</u> と称する。 第 2 条 (事務局) 本会の事務局は、<u>一般社団法人日本カウンセリング学会 (以下「日本カウンセリング学会」という。)</u> 事務局内に置く。 第 2 章 目的と事業 第 3 条 (目的) 本会は、日本カウンセリング学会で<u>カウンセリング心理士 (認定カウンセラー)</u> の資格を取得した者が、さらにカウンセラーとしての資質の向上をめざすために相互交流をはかり、互いに親睦と啓発を進め、会員の權益を守るとともに、本会の活動を通して社会に貢献することを目的とする。 第 4 条 (事業) 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。 1. ～7. (略) 8. 日本カウンセリング学会の<u>カウンセリング心理士 (認定カウンセラー)</u> を養成するための諸活動への援助 9. ～10. (略) 第 7 条 (役員の職務) 会長は、本会を代表し会務を統括する。会長は、理事会を招集し、その決定に基づいて会務を執行する。 <u>付則 本会則は、2021 年 7 月 18 日より実施する。</u>	第 1 章 名称と事務局の所在地 第 1 条 (名称) 本会は、日本カウンセリング学会<u>認定カウンセラー会 (Japanese Association of Certified Counselors : JACC)</u> と称する。 第 2 条 (事務局) 本会の事務局は、日本カウンセリング学会事務局内に置く。 第 2 章 目的と事業 第 3 条 (目的) 本会は、日本カウンセリング学会で<u>認定カウンセラー</u> の資格を取得した者が、さらにカウンセラーとしての資質の向上をめざすために相互交流をはかり、互いに親睦と啓発を進め、会員の權益を守るとともに、本会の活動を通して社会に貢献することを目的とする。 第 4 条 (事業) 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。 1. ～7. (略) 8. 日本カウンセリング学会の<u>認定カウンセラー</u> を養成するための諸活動への援助 9. ～10. (略) 第 7 条 (役員の職務) 会長は、本会を代表し会務を統括する。会長は、理事会を招集し、その決定に基づいて会務を執行する。<u>会長は、学会常任理事会に出席し会務を報告する。</u>